

福祉・人権

障害者施策推進分科会を開催

時1月23日(月)、午後2時から、**所**市役所南館10階大会議室、**定**先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**内**市障害者施策に関する第4次長期計画、市障害福祉計画(第6期)・市障害児福祉計画(第2期)実施状況等、**備**手話・点字資料等が必要な人は事前連絡要、**申**1月16日、午後5時までに、左図読み取りから申込みまたは、電話、ファックス・メール(氏名、電話番号またはファックス番号を記入)で、**障**福祉課 ☎620・1636、**障**福祉課 ☎627・1692、**障**syogaitukushi@city.ibaraki.jp

障害者差別解消支援協議会を開催

時2月16日(木)、午後2時から、**所**障害福祉センター大会議室、**定**先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**申**1月4日、午前9時から2月9日、午後5時までに、左下図読み取りから申込みまたは、電話、ファックス・メール(氏名、電話番号またはファックス番号を記入)で、**障**福祉課 ☎620・1636、**障**福祉課 ☎627・1692、**障**syogaitukushi@city.ibaraki.jp



要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用している人で、引き続きサービス利用が必要な場合は、必ず有効期間内(できれば有効期間満了1か月前までに更新手続きをしてください。更新手続きは有効期間満了60日前から可能です。 **問**長寿介護課 ☎620・1637

おむつ代の医療費控除に必要な書類を発行

初めておむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、2年目以降で次の要件に該当する人は、医師の証明に代えて市が交付する確認書で手続きができます。

対要介護認定にかかる主治医意見書で、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がBまたはCランクの人で、尿失禁の可能性が「あり」と記載されている人、**¥**300円、**申**長寿介護課 ☎620・1637

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。
対次の①〜④いずれかに該当する人
対次の全てに該当し、市が認定した人、
①市民税非課税世帯、②世帯の年収が

介護保険サービス利用者に対する所得税等の医療費控除

問申告方法=市民税課 ☎620・1614、控除対象=長寿介護課 ☎620・1639

次の介護保険サービスは、所得税等の医療費控除の対象となります。また、医療費控除の対象外の介護サービスでも、介護福祉士による喀痰吸引等が行われたときは、当該サービス自己負担額の1/10が対象となります。詳細はお問い合わせください。

【施設サービス】①特別養護老人ホーム(地域密着型含む)での介護費に係る自己負担と食費・居住費に係る自己負担として支払った額の1/2に相当する額、②介護老人保健施設と介護療養型医療施設、介護医療院での介護費と食費・居住費に係る自己負担額

【居宅サービス等(介護予防サービス含む)】①医療系サービス(※1)の介護費に係る自己負担額、②医療系サービスと一緒に利用した、その他の対象サービス(※2)の介護費に係る自己負担額

※1 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※3)、看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型除く医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの)

※2 訪問介護(生活援助中心型除く)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※3除く)、看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型除く医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの)、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問(通所)介護相当サービス(生活援助中心型除く)

※3 一体型で訪問看護を利用



単身世帯で150万円(世帯員が1人増えることに50万円加算)以下、③世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えることに100万円加算)以下、④日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、⑤医療保険の扶養家族ではない、⑥親族等の援助が期待できない、⑦介護保険料を滞納していない、⑧生活保護受給者、⑨中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

する法律」による支援受給者、**内**△利用者負担額（10%相当分）、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%（ただし、高齢福祉年金受給者は50%）、**内**△個室居住費または滞在費全額、**内**△利用先の社会福祉法人または長寿介護課
☎ 620・1639

高齢者いっしょサービスの ご利用を

内在宅で生活しているおおむね65歳以上の要支援・要介護認定者で認定調査結果の認知症高齢者日常生活自立度がランク2以上の人、**内**認知症高齢者の外出時の付き添い、家族が外出時等の見守り、1回2時間以内、1か月当たり10時間以内、**内**¥1時間500円、**内**長寿介護課 ☎ 620・1637

いきいきネット相談支援センター のご利用を

同センターでは、生活に困っている、一人暮らしの不安、育児と介護のダブルケアに直面している等、生活の中の不安や困りごとの解決に向けて適切な支援機関につなげるなどのサポートをするため、コミュニティソーシャルワーカーを配置しています。気軽に相談ください。

時原則平日、午前9時～午後5時（センターにより異なる）、**所**同センターにより異なる、**所**同福祉下図読み取り参照、**問**福祉総合相談課 ☎ 655・2758



民生委員・児童委員、 主任児童委員が決まりました

昨年12月に、民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、地域の身近な相談相手として、346人が委嘱されました。お住まいの地区の担当委員は、下表の地区民児協委員長または地域福祉課までお問い合わせください。**問**同課 ☎ 620・1634

いばらきオレンジかふえのご利用を

認知症の人や、その家族、地域の人等誰もが気軽に集い憩える場です。参加者同士の交流や、情報の交換を行います。市が委託している啓発認知症カフェの予定は次の通りです。その他の同かふえの詳細は右下図読み取りからご覧ください。**時**①1月12日(木)・25日(水)・②19日(木) 午後2時から、**所**①シニアプラザい



担当地区	人数(人)	地区民児協委員長	住所	電話
茨木	22	野田二郎	上泉町 7-26	622・9150
大池	18	境田邦男	舟木町 10-1	634・1547
中津	14	浦川勝己	中村町 1-20	090・1892・7041
中条	15	吉田良子	奈良町 9-5	623・1688
春日・畑田	16	中村康恵	五日市二丁目 7-7	625・0302
郡山	7	朝村智恵子	新郡山一丁目 1-3-205	641・1758
郡	8	西原章江	上郡二丁目 8-24	641・5734
春日丘・穂積	24	清原隆志	穂積台 9-629	623・1889
沢池・西	19	渡邊恭介	南春日丘一丁目 9-12	631・0266
三島・庄栄	23	奥田佳廣	庄一丁目 8-23	627・5450
太田	6	宮垣千加子	東太田二丁目 2-19-1	090・7961・9936
耳原・西河原	13	白木いつ子	西河原北町 13-25	625・7250
東・白川	25	田谷香代子	白川二丁目 4-51	634・2355
玉櫛	14	高田潤子	玉櫛二丁目 25-27	632・5566
水尾・葦原	21	河本隆信	島二丁目 5-12	634・6955
玉島	12	川畑弘二	平田二丁目 21-22	634・6793
安威・山手台	15	直江 博	山手台二丁目 5-6-202	090・5650・6264
福井	9	辻 美代子	西福井二丁目 13-15	641・0654
清溪	7	片狩 均	大字泉原 835	649・2006
忍頂寺	11	門 豊	大字長谷 181	649・3903
豊川・彩都西	13	田阪正之	宿川原町 15-2	080・8527・1770
天王	21	西山美代子	蔵垣内二丁目 12-19	622・6052
東奈良	13	竹田健二	小川町 10-14	625・5488

共同募金に603万円の善意

昨年10月1日から実施していた共同募金運動に、市民の皆さんや法人等から、603万6777円（11月30日現在）の善意が寄せられました。これらは府共同募金会へ送金し、市内社会福祉団体等へ交付され、地域福祉のために活用されます。ご協力ありがとうございました。**問**市社会福祉協議会 ☎ 627・0033

人間関係や家庭環境等の相談は「ユースプラザ」で

所①COC（総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館内）、②ごほうびLOBBY（豊川のち・愛・ゆめセンター分館内）、③ベンポスタ・ぱーちスペース（沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内）、④プラザ・あい（府営茨木安威住宅B-5棟103）、⑤エント（ローズWAM・上中条青少年センター内）、**内**対おおむね中学生から39歳までのひきこもり、ニート、不登校等の生きづらさを抱えた子ども・若者またはそ

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、**内**メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

暮らしのガイド

声の広報・点字広報のご利用を

市では、高齢者や視覚障害者に十分な情報提供ができるよう、広報いばらきの音訳版と点字版を発行しています。希望する人はご連絡ください。

音【声の広報】 広報いばらきの原則全記事をCD（デイジー形式）に収録、**点**【点字広報】 広報いばらきから抜粋した内容（約70枚、140ページ）を収録、**デ**【デイジー形式で収録されたCDを再生するためには、専用の再生機器が必要です。再生機器の購入の際に、重度の視覚障害者は日常生活用具の給付として、補助制度を利用できる場合があります。詳細は障害福祉課 ☎620・1636 にお問い合わせください。☎まち魅力発信課 ☎620・1602



声の広報




点字広報

の保護者、**面**面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、**問**☎628・6993（月・日曜日、祝日休み）、**②**☎080・9607・5051（月・火・日曜日、祝日休み）、**③**☎655・3761（火・木・日曜日、祝日休み）、**④**☎655・1821（月・水・日曜日、祝日休み）、**⑤**☎080・1521・4624（月・火・土曜日休み）

障害当事者部会委員を募集

時4月1日から2年間、年6回程度、**対**昨年4月1日時点で18歳以上の市内在住者で次のいずれかに該当する人、

①身体・知的・精神いずれかの手帳を持っている、②障害年金受給者、③自立支援医療等を受けている、**定**7人、**日**月額2千円、**申**1月13日までに、下図読み取りから申込みまたは直接、ほくせつ24 ☎638・1466 

福祉なんでも相談会

時2月4日(土)、午後2時～4時、**所**アプルプラザ茨木3階エスカレーター横、**内**コミュニケーションソーシャルワーカーと地域包括支援センターによる困りごと相談、**問**(福) 慶徳会常清の里CSW

☎646・5601

健康保険・年金

国民健康保険料納入済額通知書を送付


昨年中に国民健康保険料を納付した世帯主へ、1月下旬に同通知書を送付します。なお、確定申告や年末調整には、納付に係る証明書の添付は必要ありません。**問**納付コールセンター ☎665・5222（月曜日は正午～午後5時）

予約年金相談のご利用を

時1月17日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、**所**保険年金課、**定**先着15人、**内**吹田年金事務所相談員による年金記録や受給に関する相談（共済年金除く各種年金）、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証（顔写真付き以外は2点必要）、職歴メモ（本人以外の場合は指定様式の委任状）等、**申**1月4日、午前9時から、電話で同課（年金） ☎620・1632

障害年金予約相談のご利用を

時1月20日(金)・25日(水)・30日(月)、午前9時30分～午後0時20分・1時30分～4時20分、**所**保険年金課、**定**各日先着6人、**内**社会保険労務士による障害基

礎年金受給手続に関する相談（障害厚生年金除く）、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等（本人以外の場合は委任状）、**申**下図読み取りから申込みまたは、電話で同課（年金） ☎620・1632 

20歳になったら国民年金

20歳になってから2週間程度で、日本年金機構から国民年金加入のお知らせや納付書等が送付されますので、保険料を納付してください（厚生年金の加入者等除く）。加入のお知らせが届かない人は、手続きが必要な場合がありますので、吹田年金事務所までお知らせください。なお、保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予・学生納付特例制度がありますので、ご相談ください。**問**保険年金課（年金） ☎620・1632

昨年分公的年金等の源泉徴収票が送付

日本年金機構から、昨年分の公的年金等の源泉徴収票が1月中旬頃から順次送付されます。源泉徴収票が届かない人は吹田年金事務所へご連絡ください。市では発行しておりませんのでご注意ください。**問**同事務所 ☎06・6821・2401



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 固・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

税金

償却資産の所有者は1月31日まで に申告を

固定資産税は、土地・家屋のほか、事業に使用する機械や備品、構築物等にも課税されます。1月1日現在、市内に償却資産（事業用資産）を所有している場合は、1月31日までに市への申告が必要です。なお、申告には、電子申告サービス「eTAX」も利用できます。詳細は地方税共同機構HPをご覧ください。

確定申告用の電子証明書の新規発行・更新は マイナンバーカードで

住民基本台帳カードをご利用の人で、確定申告でe-Tax（電子証明書）を利用する人は、電子証明書の有効期限を確認してください。期限切れの場合は、住民基本台帳カードでの電子証明書の新規発行や更新はできませんので、マイナンバーカードの申請が必要です。マイナンバーカードは、申請から交付まで約1か月半から2か月かかりますので、早めの申請をお願いします。固市民課 ☎ 620・1621

昨年度申告のあった事業所等には、12月中旬に申告書等を送付しました。届いていない場合や、初めて申告される場合はご連絡ください。また、新たに課税標準額の特例（税額の軽減）の対象となる資産は申告が必要です。詳細は申告の手引きまたは市HPをご覧ください。固資産税課 ☎ 620・1615

給与支払報告書は住所地の 市町村へ

給与支払者は、金額に関わらず全従業員員の給与支払報告書を作成し、従業員の1月1日時点の住所地の市町村に1月31日までに提出してください。固市民税課 ☎ 620・1614

農耕作業用自動車の所有者は申告を

乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機等の農耕作業用自動車は軽自動車税が課税されます。公道走行の有無に関わらず登録が必要ですので、申告をお願いします。

固印鑑（本人または同居の家族が申告する場合は不要）、業者発行の販売証明書、届出者の身分証等本人確認書類を直接、市民税課 ☎ 620・1614

夜間・休日窓口を開設！国民健康 保険料、市税・清掃手数料

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。

固【休日】1月22日(日)、午前9時～午後5時、【夜間】23日(月)、午後8時～21時
①国民健康保険料 市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料 市役所2階13番窓口、固休日と夜間は、本館東玄関横の地下通路口から入り、守衛室に声をかけてください。固①保険年金課（徴収） ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616



本館東玄関横

確定申告はご自宅ですスマホから

国税庁HPの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、税額等が自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。さらに、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信（提出）することも可能です。ぜひご利用ください。固茨木税務署 ☎ 623・1131

原付自転車等の廃車・名義変更は 3月31日までに

4月1日時点の原動機付自転車・軽四輪（三輪）自動車等の所有者に、来年度の軽自動車税が課税されます。廃車・盗難等で所有していない人や、所有者が変わったのに名義変更していない人、ほかの地域登録（他市や他府県

のナンバープレート）のまま変更していない人は、必ず3月31日までに手続きをしてください。3月下旬は窓口が混雑しますので、早めに手続きをお願いいたします。業者等に代理手続きを依頼した場合は、手続きが完了しているか必ず確認してください。

固原動機付自転車（125cc以下のバイク）・小型特殊自動車 市民税課 ☎ 620・1614、軽自動車（四輪・三輪） 軽自動車検査協会高槻支所 ☎ 050・38161841、軽二輪・小型二輪（125cc超のバイク） 大阪運輸支局 ☎ 050・55402058、自動車税 三島府税事務所 ☎ 627・1121

今月の納付（1月31日(火)まで）

- 市・府民税普通徴収第4期分
- 国民健康保険料普通徴収第8期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第7期分
- 介護保険料普通徴収第10期分
- 一般廃棄物処理（清掃）手数料第3期分
- 労働保険料第3期分

教育・子ども

教育委員会定例会を開催

時1月27日(金)、午後2時から、固市役

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

固問合先、✉メールアドレス、HP ホームページ、固一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

暮らしのガイド



所南館6階会議室、**備**一部非公開の場合あり、**問**教育政策課 ☎620・1680

【**養育費確保等支援事業補助金**】
対児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある市民、**内**養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助、**備**補助額等詳細は下図読み取り参照、**問**こども政策課 ☎620・1625

入学する小・中学校をお知らせ
市立小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者に、1月中旬に就学通知書を送ります。届かない場合はご連絡ください。市教育委員会では、現住所により入学する学校を指定していますが、他校区への転居が決まっている場合や、身体的事由等の特別な事情がある場合には、教育委員会の許可により就学指定校を変更できることがあります。

【**無料発達相談会**】
初回面接は2月13日(月)まで、**所**追手門学院大学地域支援心理研究センター(西安威二丁目1-15)、**対**3歳〜中学生と保護者、**定**先着5組、**内**初回面接で相談を受け、必要に応じて後日発達検査、**備**口時は申込時調整、**申**1月16日〜27日に、同センター ☎643・9439(平日、午前11時〜午後5時30分)

無料発達相談会

不登校・ひきこもりで悩む親の相談会

【**親の相談会**】
1月13日(金)、3月10日(金)、午後2時〜5時、**所**ユースプラザ「ベンボスタ・ぱーちスペース」(沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内)、**対**不登校・引きこもりの子ども、若者の保護者、**定**各先着3人、**内**子どもとの向き合い方、相談先や支援情報を得る場、**申**

ひきこもり家族支援ネット上田 ☎9257・3903

まちづくり

都市計画審議会を開催 **保**

【**都市計画審議会**】
1月26日(木)、午後3時から、**所**福祉文化会館302、**定**先着10人、**内**都市計画マスタープランの改定等、**備**一時保育は1月12日までに要申込、**申**1月25日までに、下図読み取りから申込または、電話で都市政策課 ☎620・1660

市防災会議を開催 **保**

【**市防災会議**】
2月10日(金)、午後2時から、**所**市役所南館8階中会議室、**定**先着10人(当日空きがあれば傍聴可)、**内**地域防災計画の修正等、**備**一時保育・手話通訳は1月25日までに要申込、**申**1月4日、午前9時から、左下図読み取りから申込または、ファックス・メール(氏名・住所・電話番号を記入)で、危機管理課 ☎620・1617、**内** ☎624・9249、**内** kikkanni@city.ibaraki.jp

市ブランドメッセージ・ロゴのご活用を

ブランドメッセージは「まちを元氣

にしたい」、「まちを応援したい」という想いがあるすべての人が使えます。イベントHPやチラシ、商品等、広く活用し、一緒に茨木を盛り上げていきませんか？

【**市有財産等を有効活用したい事業者等の提案を募集**】
市有財産等の有効活用に係る民間提案制度として、事業者や団体の皆さんから、市の公共施設や未利用地、印刷物等を活用して、市民サービスの向上やにぎわいの創出、市の財政負担軽減・歳入確保に繋がる提案等を随時募集しています。詳細は下図読み取りをご覧ください。**問**財産活用課 ☎655・2754

マンシヨン管理計画認定制度のご活用を

分譲マンシヨンの管理計画が一定の基準を満たす場合、市の認定を受けることができます。認定を受けると、住宅金融支援機構のフラット35やマンシヨン共用部分リフォーム融資の金利



市ブランドメッセージ



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問**・**申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



多世代同居・同居を支援する補助制度のご利用を

近 近居・同居するために、子世帯（中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯等）と親世帯（子世帯の父母または祖父母）のいずれかが住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、**上** 上限30万円、**備** その他条件あり、**問** 居住政策課 ☎655・2755

カセットコンロの爆発に注意

カセットコンロのボンベが過熱され爆発する事故が起きています。ボンベの過熱による爆発を防ぐため、次のことに注意しましょう。**コ** コンロを2台以上並べて使用しない、**コ** コンロを覆うような大きな調理器具を使用しない、**調** IH調理器やガスコンロ等の上で使用・保管をしない、**調** 調理以外の用途に使用しない。**問** 予防課 ☎622・6950

建築物の耐震診断・改修補助・除却を補助

耐 平成12年（非木造と除却は昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、**下** 下表のとおり、**問** 居住政策課 ☎655・2755

地図作成のお知らせを受け取っていない人はご連絡を

大阪法務局では、北春日丘三丁目・四丁目、南春日丘四丁目、大字中穂積の一部の地域で、新たに地図を作成します。この土地の所有者（分譲マンション所有者除く）で、法務局からの地図作成に関する郵便物が届いていない人は、ご連絡ください。**問** 大阪法務局地図作成現地事務所 ☎622・8878（平日、午前9時～午後4時）

水道メーター検針にご協力を

水道メーターの検針を効率的に行うため、次のことにご協力ください。**付** 付近に犬をつながない、**上** 上に物を置かない、**中** は清潔にする、**家** の増改築等で屋内や床下になる場合は、市指定給水装置工事業者に依頼して、検針のしやすい場所に移設する。**問** 水



下水道管の詰まり予防にご協力を

油分は下水道管に固着し、下水道管や各家庭の公共ますが詰まる原因になります。油を使用した場合、てんぷら

道部営業課 ☎620・1691

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断補助	木造住宅	耐震診断費用の10/11	50,000円/戸
	共同住宅・長屋等（木造住宅除く） 特定建築物（一定規模以上）	定額（戸数分）	25,000円/戸
		耐震診断費用の50%	1,000,000円/棟 ※3
耐震設計	木造住宅※1	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
	賃貸共同住宅※2（木造住宅除く） 分譲共同住宅※2	耐震設計費用の2/3	1,500,000円/棟
			3,000,000円/棟
耐震改修	木造住宅	700,000/戸（定額） （一定所得以下の世帯は900,000円/戸）	10,000,000円/棟 25,000,000円/棟
	賃貸共同住宅※2（木造住宅除く） 分譲共同住宅※2	①②のいずれか少額な方 ①50,200円/m ² ②工事費用の1/3	
		400,000円/棟（定額） （一定所得以下の世帯は600,000円/棟）	
除却補助	木造住宅	400,000円/棟（定額） （一定所得以下の世帯は600,000円/棟）	10,000,000円/棟 20,000,000円/棟
	賃貸共同住宅※2（木造住宅除く） 分譲共同住宅※2	①②のいずれか少額な方 ①50,200円/m ² ②工事費用の1/3	
		400,000円/棟（定額） （一定所得以下の世帯は600,000円/棟）	

※1 耐震改修工事を行う場合に限る
※2 延べ床面積1,000m²以上、階数が3以上のものに限る
※3 用途により1,250,000円/棟

環境

住宅用太陽光発電システム等の設置に補助

対 自宅に①住宅用太陽光発電システム・②と同時期に設置の家庭用燃料電池（エネファーム）・③自然循環型太陽熱温水器・④強制循環型ソーラー

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**函** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

暮らしのガイド

いばらき

大学探訪



今月は
立命館大学

問政策企画課
☎ 620・1605



小学生を対象にホッケースクールを開講しています！

同大学大阪いばらきキャンパス（OIC）では、小学生を対象にホッケースクールを開講しています。

週に1度の練習では、ナイター設備完備のホッケー場で、マスターズ日本代表や、大学日本一にもなった同大学ホッケー部員などの、強力なコーチ陣による指導が受けられます。子どものレベルに合わせて、優しく指導してくれるので初めてでも安心です。

スティックとボールを使うホッケーは、メディアなどでの露出があまりないマイナースポーツですが、さまざまな能力を高めることも期待できるため、特に運動能力が高まる9～12歳頃に体験するスポーツとして、非常にオススメです。

無料体験は随時受付中。お気軽にお問い合わせください。

問合先 同大学 ☎ 665・2600

詳細は右図読み取り参照



システム・⑤蓄電システムを設置後（①は電力受給後） 6か月以内の人、**¥**①出力1kw当たり1万2500円（上限4kw）、②④⑤上限4万円、③上限3万円、**備**②は①と同時に申請のみ、各10日までに、申請書（環境政策課で配付、市HPからダウンロード可）と必要書類を直接、同課 ☎ 620・1644

市エコシヨップ認定制度の活用を

市では、プラスチック類・食品ロスの削減や再使用・再資源化の取組み、マイボトル・マイカップの取組み等を行っている店舗を、市エコシヨップとして認定しています。認定された市内店舗とその取組みは市HPで紹介しています。**申**左下図読み取りから申請または、申請書（資源循環課で配付、市HPからダウンロード可）を、郵送、メール、直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1814、**申** shigenjunksan@city.ibaraki.jp



商工・消費生活

創業融資に係る利子補給制度のご利用を

対市や茨木商工会議所等が実施するセミナー等を修了し、市の証明書が交付された後、府の創業サポート資金（600万円超）、（株）日本政策金融公庫の各融資・北おおさか信用金庫の独自融資を受けた創業者、**支**支払った利子のうち1%相当分（1融資あたり各年度上限10万円、合計30万円）、**備**補助期間は補給対象融資の36回目の返済日まで、昨年1月～12月の返済実績に基づき申請、**申**1月4日～31日に、商工労政課 ☎ 620・1620

災害復旧支援融資に係る利子補助制度のご利用を

市では、大阪北部地震と平成30年台風21号で被災した市内の中小企業者の早期復興を図るため、災害復旧支援融資に係る利子を補助しています。**対**令和元年10月31日までに実行された、府の経営安定サポート資金と台風21号対策資金（その他条件あり）、日本政策金融公庫の災害復旧貸付等の融資を受けた事業者、**支**補助対象融資の36回目の返済日までに支払った利子額（1事業者あたり各年度上限10万円、合計30万円）、**備**昨年1月～12月の返済実績に基づき申請、**申**1月4日～31

日に、商工労政課 ☎ 620・1620

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、事業者へのアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者（市民・市内法人のみ）や、商店街・中心市街地で、業種・業態転換、新店出店予定等（いずれも小売業・飲食店のみ）の事業者には、改装工事費の一部を補助（上限50万円）しています（工事計画前に相談要）。本制度は利用後10年が経過すると、再度利用できません。**問**商工労政課 ☎ 620・1620

市消費生活センター運営懇話会市民委員を募集

時4月1日（土）から2年間（年度2回程度）、**対**満20歳以上の市内在住者（ただし、国または地方公共団体の議員・職員除く）、**定**2人、**内**市民の多様な意見の聴取と相互の意見交換、**支**日額9千円、**備**小論文（応募動機800字以内様式自由）により選考委員が選考、**申**2月17日（消印有効）までに、住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し、小論文と身分証明書等（写）を、郵送または直接、567-0888 駅前四丁目6-16、同センター ☎ 624・0799

茨木商工会議所の無料相談

時・**内**1月16日（月）、2月20日（月）、3月20日（月）、**金融相談（事業資金・教育）**

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：**時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**支**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

ン)午後1時～3時、「創業相談」午後2時～4時、所・問同会議所 ☎ 622・6631

市飲食業応援 アイランドクーポンを発売

市観光協会が市内の飲食業応援事業としてプレミアム付きクーポン(千円券5枚1セットを4千円、1人2冊まで)を販売します。

時【販売期間】1月8日(日)～31日(火)
(2,200セット、無くなり次第終了)

利用期間 1月15日(日)～2月28日(火)

備購入は現金のみ、販売場・クーポン取扱店舗等は案内パンフレットまたは同協会HPをご確認ください。問同協会 ☎ 645・2020

求人

学校関連サポーター・介助員 (会計年度任用職員)

【スクールサポーター】時週19時間(週4日)、**対**教員免許保有者、**定**若干名、**内**子ども支援・図書館支援、**月**額8万79968円、期末手当(年2回各1.2月分)、通勤費あり、**業務サポーター**時週15時間(週3日または5日)、**定**若干名、**内**教職員の業務支援、**月**額6万2210円、通勤費あり、**【介助員・医療介助員】**時月～金曜日、①午前8時15分～午後4時15分、

②午前8時30分～午後1時30分、(②は小学校介助員のみ)、**内**障害のある児童・生徒の介助、**月**介助員11月額①15万1473円、②10万4464円、**医療介助員**(看護師免許保有者)11月額24万1205円、期末手当(年2回各1.2月分)、通勤費、各種保険制度あり、**備**手話のできる介助員も募集、(以下共通) **所**市立小・中学校、**月**期末手当は変動の可能性あり、**申**電話連絡の上、履歴書を直接、学校教育推進課 ☎ 620・1683

その他

本人通知制度の登録で不正取得の防止を

全国的に、身元調査等を目的に、第三者が戸籍謄本等を不正取得する事例が明らかになっています。市では、本人以外の第三者に住民票の写しや戸籍謄本等を交付した場合、本人へ交付した事実を封書で通知する本人通知制度を実施しています。この制度は、不正取得による権利侵害の防止と、不正請求に対する抑止力としても有効です。通知を希望する場合は事前の登録(無料)が必要です。**内**本市の住民票・戸籍に記載されている(されていた)人、**申**運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認書類を直接、市民課 ☎ 620・1621

会計年度任用職員を募集 (保育所・幼稚園・学童保育室)

備条件により、期末手当(2.4月分)※1・交通費支給、社会保険の加入あり。履歴書は返却不可、勤務時間・場所等詳細は右図読み取りまたはお問い合わせください。**申**履歴書(備考欄等に希望職種や時間帯等を記入)を、直接または郵送で、〒567-8505 人事課 ☎ 620・1601



職種	勤務日時	勤務場所	月額※2	資格
保育士	フルタイム(シフト) 月～土曜日のうち週5日、 9:00～17:30	市立保育所等	204,050円	保育士
	パートタイム 月～金曜日、9:00～17:00 月～金曜日、①6:45～9:00・ ②17:00～19:15		190,885円 ①67,479円(早朝) ②63,360円(夕方)	保育士 (資格なしは 応相談)
幼稚園教諭	担任(臨時的任用職員) 月～金曜日、8:30～17:00	市立幼稚園 認定こども園	231,880円※3 (前歴加算あり)	幼稚園 教諭
	担任外 月～金曜日、8:30～16:45		189,377円	
	担任外(認定こども園) 月～土曜日のうち週5日、6:45～15:15・ 8:30～17:00・10:45～19:15(シフト)		195,690円	
	①介助員 ②介助員(短時間) ③預かり保育(固定) ④預かり保育(シフト)		月～金曜日、①8:30～16:45・②8:45～ 14:15・③10:15～18:30、月～土曜日、④ 週3～5日、6:45～19:15の間で5時間程度	①189,377円 ②138,876円 ③191,612円 ④1,283～ 1,506円(時給)
医療介助員	月～金曜日、9:00～17:00	市立保育所等	241,205円	看護師
学童保育指導員 ①不定期・②平日	月～金曜日、①14:00～19:00の間で3～5 時間・②14:00～18:00	市立小学校 (学童保育室設置校)	①1,041円(時給) ②88,738円	不問

※1 変動の可能性あり、※2 代表的な月額(変動あり)、※3 大卒初任給で算出

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、☎メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

暮らしのガイド

マイナンバーカードの 受取時間を延長

マイナンバーカード受取の窓口を1・2月の金曜日は午後7時まで開いています。申請後、マイナンバーカードを受け取っていない人は、受取予約後、市から発送した交付通知書、本人確認書類等を持って、市役所南館マイナンバーカード交付特設会場にお越しください。**甲**電話で市マイナンバーカードコールセンター予約ダイヤル ☎ 622・0651

マイナンバーカードの出張申請・ マイナンバーサポートを実施

時 ①1月18日(水)・②20日(金)・③26日(木)、午前10時～午後4時、**所** ①北辰出張所・②福井公民館・③安威公民館、**対** ①初めてマイナンバーカードを作成する人、②マイナンバーカード所持者、**内** ①マイナンバーカード交付申請書の記入補助、申請用の顔写真撮影、②マイナンバーの予約・申込手続きのサポート、**持** ①通知カードまたは個人番号通知書、身分証等本人確認書類(2点以上)、持っている人は住民基本台帳カード、15歳未満または成年被後見人は法定代理人の同伴と本人確認書類も必要、**回** マイナンバーカード、数字4ケタのパスワード、決済サービスID・セキュリティコード、公金受取口座登録の希望者は通帳等本人名義



の口座情報がわかるもの、**甲** ①1月4日、午前8時45分から、電話で市マイナンバーカードコールセンター ☎ 655・0162

28日は住民票等のコンビニ交付が 利用できません

時 1月28日(土)、終日、**回** 市民課 ☎ 620・1621

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの2月抽選分と生涯学習センター・ローズWAMの8月抽選分の申込受付は1月20日～31日に行います。**「福祉文化会館」文化ホール** 来年2月2日～午後6時～10時、2月3日～午前9時～午後5時、2月12日～午後1時～5時、2月17日・18日終日、**「ク**

パブリックコメントを実施

①水道事業ビジョン・経営戦略改定(案)及び②下水道等事業経営戦略改定(案) **内** 将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画、**備** 資料は1月5日から、水道部総務課・下水道総務課・情報ルーム・北辰出張所・各図書館では閲覧可、**甲** 1月5日～25日(消印有効)に、〒567-8505 ①水道部総務課 ☎ 620・1690、**内** 623・1918、✉suidosomu@city.ibaraki.lg.jp、②下水道総務課 ☎ 620・1665、**内** 620・1735、✉gesuidosomu@city.ibaraki.lg.jp

第2次市人権施策推進計画(改定版)(案) **内** すべての行政分野で、市民とともに人権尊重のまちづくりを推進するための方向性を示す基本計画、**備** 資料は1月19日から、人権・男女共生課、各いのち・愛・ゆめセンター、ローズWAMで配付、情報ルーム等は閲覧のみ可、**甲** 2月8日(消印有効)までに、〒567-8505 同課 ☎ 620・1640、**内** 620・1725、✉jinken@city.ibaraki.lg.jp

第3次市男女共同参画計画(仮称)(案) **内** 性別にかかわらずさまざまな分野に対等に参画し、生き生きと暮らすことのできる社会の実現をめざすための方向性を示す基本計画、**備** 資料は1月19日から、人権・男女共生課、各いのち・愛・ゆめセンター、ローズWAMで配付、情報ルーム等は閲覧のみ可、**甲** 2月8日(消印有効)までに、〒567-8505 同課 ☎ 620・1640、**内** 620・1725、✉jinken@city.ibaraki.lg.jp



共通事項

備 資料は市HPからダウンロード可、提出意見等に対する市の考え方は後日公表(住所、氏名等の個人情報は非公開)、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。**甲** 市HPから申込、または意見書(様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見かを明確に)を、郵送・メール・ファックス(住所・氏名・連絡先を記入)、直接、各担当課

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：**時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問**・**申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



立命館いばらきフューチャープラザ・グランドホールの2月8日～11日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご確認ください。

フューチャープラザ・グランドホールの市民先行予約

「リエイトセンター」センターホール
 2月1日～29日終日、多目的ホール
 8月7日・19日・20日・24日～27日終日、8月9日・23日午前9時～午後5時、(ローズWAM(火曜日休み)フムホール 8月6日・13日・17日・20日午後0時30分～6時、(生涯学習センター(火曜日休み)きらめきホール 8月2日・9日・16日・23日・30日午後6時30分～9時30分、8月3日・10日・17日・24日・31日午後0時30分～9時30分、8月19日・21日・26日終日、8月20日・27日午前9時～午後6時

次の方から、市へのご寄附(10万円以上、または相当品)をいただきました(敬称略)。
 ◆(株)グラセルバスケットボール6号球70球、7号球70球、◆BGC 22万2686円、◆明治安田生命保険相互会社大阪北支社 53万5千円

い寄附ありがとうございました

時1月28日(出)、午後6時30分～8時20分、所ローズWAM401、羽分譲マンション管理組合・区分所有者、定先着2組、内マンション管理組合や区分所有者の悩み事やトラブル、申電話またはファックス・メールで、(一社)府マンション管理士会茨木・摂津支部 633・8006、stuto@jg850-net.ne.jp

マンション管理無料相談会

【抽選会】時1月19日(木)、午前11時から、所同プラザ、備利用予定者のうち希望者にはグランドホールの見学会(1月19日、午前10時、同プラザ1階インフォメーション前集合)も実施、イベントホールの予約も可(グランドホールの予約日と同日のみ)、申1月4日～12日に、ファックスまたはメール(住所、団体名、氏名、電話番号、見学会参加希望の有無・参加人数を記入)で、文化振興課 620・1810、FAX 622・7202、bunkashinkou@city-ibaraki.g.jp

市HP・庁舎内・

広告付き周辺地図案内板の広告を募集

問①②まち魅力発信課 ☎ 620・1602、③市民課 ☎ 620・1621

市では①市HP・②周辺地図案内板・③庁舎内の6台の液晶モニター(広告モニター付番号案内システム)に広告枠を設け、地元企業等のPRに活用していただくとともに、広告収入を市政運営の財源として有効活用しています。詳細は市HPをご覧ください。

申込先

市HP まち魅力発信課

広告付き周辺地図案内板

表示灯(株) ☎ 06・6202・2611

広告モニター付番号案内システム

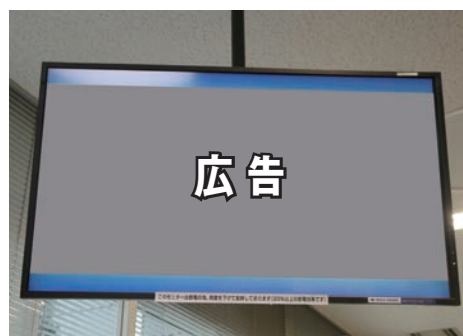
長田廣告(株) ☎ 072・650・5100



市HP



周辺地図案内板



広告モニター付番号案内システム

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、✉メールアドレス、HP ホームページ、保一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

1月の無料相談

1月3日までと祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、38ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ	相談内容	とき	ところ	
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日(4日除く)、13:00～17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※1週間前、8:45から電話または、 いばライフで予約 (1週間前が閉庁日の場合は、電話予約のみ直前の開庁日) いばライフでの予約の詳細は下図参照	女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
日曜法律相談(先着7人)	29日(日)、9:00～12:30 (23日、8:45から電話またはいばライフで予約)		女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00		
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00～15:30(※)		男性のための電話相談	18日(水)・25日(水)、18:30～21:30		
国の仕事に関する行政相談	総務省行政相談センター ☎0570・09・0110 にお問い合わせください。		女性のはたらき方相談	14日(土)、9:30～12:30(要予約)		
司法書士相談(各日先着5人)	18日(水)・25日(水)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00(※)		女性法律相談	19日(水)・21日(土)、9:30～12:30 (5日、9:00から電話で予約)		
土地家屋調査士相談(先着5人)	18日(水)、9:30～12:00(※) 土地の境界等		仕事なんでも相談	26日(水)、13:00～16:00		
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会☎691・8600、全日本不動産協会☎06・6155・1717 お問い合わせください。		DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00		配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757
税務相談(各日先着5人)	12日(水)・26日(水)、13:00～16:00(※)		人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00		人権センター ☎622・6613
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、14日(土)・28日(土)、9:00～12:00		人権や生活上のさまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、9:00～17:00		各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良宜☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660
戸籍相談(先着4人)	19日(水)、14:00～16:00 (前日、8:45から電話で予約、市民課☎620・1621)		お仕事じっくり相談(要予約)	①6日(金)・②27日(金)・③23日(月)、13:30～15:30		
人権擁護委員による人権相談	12日(水)・26日(水)、13:00～15:00	暮らし設計相談(要予約)	①20日(金)・②13日(金)・③21日(土)、13:00～17:00 6日(金)、13:00～17:00	人権・男女共生課 ☎620・1640		
ひとり親のための法律相談	24日(火)、13:00～16:00 (4日、8:45から電話で予約、こども政策課☎620・1625)	いばらきにじいろ電話相談	28日(土)、15:00～20:00、セクシュアルマイノリティ等	☎080・4668・9510		
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前可)	毎週月～金曜日、9:00～17:00	生活困窮に関する相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00(予約優先)	暮らしサポートセンターあすてつが茨木(福祉総合相談課内) ☎655・2752		
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	経営相談	毎週月・火・金曜日、10:00～17:00(予約優先)	商工労政課 ☎620・1620		
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00(面談は要予約)	創業相談	主に毎週月・金曜日、10:00～17:00(要予約)			
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、9:00～19:00(要予約※2) 発達・心理	仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、10:00～16:00(予約優先、26日は12:00まで)	防火相談	毎日、9:00～17:00 消防本部 ☎622・6955	
電話教育相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎625・7830	防火相談	毎日、9:00～17:00	緑の相談	6日(金)、10:00～12:00・13:00～16:00、草花、樹木、野菜、果樹等 市役所南館1階ロビー 園公園緑地課 ☎620・1654	
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎0120・147970 ☎627・5511	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692	分譲マンション管理相談会(先着4組)	10日(火)、9:00～12:00(5日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755	
奨学金相談	毎週月～木曜日、10:00～18:00	あけぼの学園 ☎626・0105	建築物の耐震、建替え、改修等の相談(先着4組)	19日(水)、13:00～16:15(12日までに要予約)		

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、